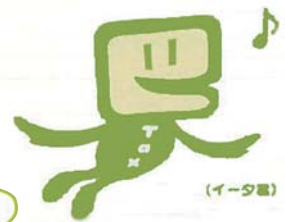


～ 大曲税務署からのお知らせ ～

平成19年分の所得税の確定申告の際は

イータックス

e-Taxが便利でおトクです!!



(イータス)

HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告できます!

最高5,000円の税額控除

電子証明書の添付で、最高5,000円の税額控除が受けられます! ※1

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

大曲税務署
TEL0187(62)2191



eことその1

添付書類が提出不要

医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信! ※2

eことその2

還付金がスピーディー

3週間程度で還付の手続きを行います!
(通常は6週間程度)



eことその3

eことその4

※1:本人の電子署名及び電子証明書を付して、期限内(注)に所得税の確定申告を行うと、平成19年分又は平成20年分のいずれか1回に限り最高5,000円の税額控除が受けられます。

(注)「期限内」とは、平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は平成21年1月5日から3月16日の期間です。
※2:書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求めることがあります。

詳しくは、イータックス で 検索
e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxご利用の流れ



新規の方

給与所得者の「住宅ローン減税」説明会のお知らせ

大曲税務署では、住宅ローン等を利用してマイホームを新築または購入し、平成19年中に入居されている給与所得者の方を対象とした確定申告書の記載説明会を開催します。

確定申告期間中、税務署は大変混雑しますので、ぜひこの機会をご利用くださいますようご案内します。

- 1.開催日・場所:平成20年2月7日(木) 仙北市角館交流センター第1研修室
- 2.開催時間:午前の部 9時30分説明開始 午後の部 1時30分説明開始
- 3.持参いただく書類等

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②住民票の写し
- ③家屋の登記簿謄本または抄本(土地も控除対象となる場合には土地の分も必要)
- ④請負契約書または売買契約書の写し(土地も控除対象となる場合には土地の分も必要)
- ⑤平成19年分 給与所得の源泉徴収票
- ⑥印鑑・ボールペン・電卓・振込口座番号(申告者本人のものに限る)

「住宅ローン減税」は一定の要件に該当しなければ適用できません。

詳しくは税務署窓口で用意してある「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

なお、住宅を増改築し、「住宅ローン減税」を受けられる方につきましては、上記書類のほかに必要な書類もございますので、税務署にお問い合わせください。

■問い合わせ:大曲税務署 個人課税部門 TEL0187-62-2191